

大椎台自治会館使用規定

第 1 条 (総則)

大椎台自治会員は、誰でもこの規定に従って、自治会館を使用することができる。

第 2 条 (使用時間)

会館の使用時間帯を次の通りとする。

午前部 9時 ～ 12時

午後部 13時 ～ 17時

夜間部 18時 ～ 21時

なお、事務室開所時間以外の利用は、原則として事前予約者に限るものとする。

第 3 条 (使用手続き)

(1) 会館の使用を希望する者は、会館使用申込書に必要事項を記入し、自治会事務室(総務)に提出して承認を得なければならない。但し承認後であっても、緊急止むを得ない事情が生じた場合は使用の承認を取り消し、又は使用日を変更することがある。

(2) 翌月の使用申込については、前月1日より申込受付を開始する。

但し、土、日、祝祭日を除く平日のみ、申込月を含めて3ヵ月間の予約申込を可能とする。

第 4 条 (使用料金)

使用の承認を得ると同時に別表料金を事務室に納入しなければならない。

使用料金表は次頁。

第 5 条 (申込の取り消し)

使用承認を得た後、申込者の都合によって使用を取り消す場合は、使用料の半額を徴収するものとする。但し、その取り消しが使用する5日前迄であれば前記使用料は徴収しない。

また、台風などやむを得ない事情による場合も徴収しない。

第 6 条 (使用上の遵守事項)

(1) 会館の施設、什器備品を滅失、破損しない様に心がけ、現実に滅失、破損した場合は速やかに届け出ること。使用者の故意又は重大な過失により損害を発生させた場合は、実費弁償しなければならない。

(2) 火気の取扱には特に注意し、防災、防犯に留意すること。

(3) 会館建物内は禁煙とする。又、敷地内は指定場所以外禁煙とする。

(4) 他の会議、催し物等に迷惑をかける行為は慎むこと。

(5) 使用時間を厳守し、特に夜間は近隣に迷惑のかからぬ様に充分注意する事。

(6) 使用後は清掃を行い、使用備品は所定の場所に収納する事。特に自分達の出したゴミは必ず持ち帰る事とする。

第 7 条 (使用の禁止)

次の場合は会館の使用を禁止する。

(1) 公序、良俗を害する恐れがある時。

(2) 政治または、宗教活動を目的とする時。

(3) 自治会員以外の者のみで使用する場合。(但し、公共のため止むを得ないと自治会役員会が判断した時は、この限りではありません。)

(4) その他、自治会館の管理運営上支障をきたす恐れがある時。

第 8 条 (会館駐車場の利用)

(1) 会館利用者の利用を優先することとする。

(2) 会館利用者以外の利用(会員に限る)は、事前に事務室に予約(利用料のお支払い含む)するものとする。会館施設の利用予約状況により、利用できる時間帯の変更もあり得るので、詳細は事務室に問い合わせのこと。なお、駐車時は車外から確認できる箇所に、交付した「利用許可証」を掲示することとする。

(附則)

(1) 本規定の改廃は自治会役員会の決議により行う。

(2) 本規定は平成6年4月17日より適用する。

(3) 平成7年4月16日総会において一部改正。

(4) 平成8年2月12日役員会において一部改正。

(5) 平成11年2月7日役員会において使用料一部改正

(6) 平成19年5月27日役員会において一部改正

(7) 平成28年2月7日役員会において使用料一部改正。(同年4月1日実施)

(8) 平成31年4月7日役員会において一部改正。

<使用料金>

◎洋室1・2→(洋室)と表示 和室1・2→(和室)と表示、各1室につき

グループ	部屋	午前(9時～12時)	午後(13時～17時) 夜間(18時～21時)
A	洋室	無 料	
	和室		
B	洋室	300円	600円
	和室	300円	500円
C	洋室	600円	900円
	和室	500円	700円
D	洋室	3,000円	4,000円
	和室	2,000円	3,000円

- ◎ 調理室 午前、午後、夜間2,000円 (お茶を入れるだけの使用は無料)
- ◎ 夏、冬冷暖房を使用した時は午前、午後、夜間単位ごとに200円加算する。
- ◎ 会館駐車場 1泊2日(300円) 但し、原則として午後5時～翌日午前9時までの利用とする。
なお、利用可能時間については、予約時、事務室に確認のこと。

<グループ内訳>

- A：自治会の役員会、各部会、専門部会
準公的組織(社会福祉協議会・民生委員・青少年育成委員会・いきいきサロン・等)
その他、自治会役員会が承認したもの。
- B：自治会に事前登録して承認を得た団体
* 現行の団体・サークルの他、過去1年間24回(月2回)以上使用実績があり今後も原則として月2回以上の使用が見込まれるC団体から申請があった場合、自治会役員会が審議し妥当と認められる場合は自治会役員会の承認を得てBグループ昇格を認める。
- C：当会員を主体とする団体及び趣味、教養、レクリエーション等のサークル活動
営利を伴わない私的会合、同窓会、ボランティア組織、自治会員の営利を目的としないバザー等
* 過去1年間24回(月2回)以上使用実績があり今後も原則として月2回以上の使用が見込まれる団体・サークルの代表者は、自治会役員会に対してBグループ加入を申請することが出来る。
- D：その他
 1. 近隣自治会総会、役員会
 2. 当会員以外を含む広範囲で組織する利益団体、組合等で使用する時
 3. 主催者又は、指導者が直接会費を集めている団体が使用する時
(定期的のもの除く、書初め大会、等)
 4. 自治会役員会が許可した団体

什器・備品貸出規定

第1条 (総則)

大椎台自治会員は誰でもこの規定に従って、自治会所有の別に定める什器・備品を借用し自治会館外で使用することができる。

第2条 (使用日数)

原則として3日間とする。

第3条 (使用手続き)

什器・備品の使用を希望する者は、什器・備品使用申込書に必要事項を記入し、自治会事務局に提出して許可を得なければならない。但し許可後であっても、緊急やむを得ない事情が生じた場合は使用の許可を取り消し、又は使用日を変更することがある。

第4条 (使用料金)

使用の承認を得ると同時に別料金を事務局に納入しなければならない。ただし、公共的な使用等についてはこの限りではない。

第5条 (申込の取り消し)

使用承認を得た後、申込者の都合によって使用を取り消す場合は、前記使用料金は返戻しする。

第6条 (使用上の遵守事項)

- (1) 自治会の什器・備品を滅失、破損しないように心がけ、現実に滅失・破損した場合には、実費弁償しなければならない。
- (2) 使用後は洗浄又は清掃を行い、所定の場所に返却すること。

第7条 (使用の禁止)

次の場合は使用を禁止する。

- (1) 良俗を害する恐れがある時。
- (2) 政治又は、宗教活動を目的とする時。
- (3) 自治会員以外の者のみで使用する時。(但し、公共のためやむを得ないと自治会長が判断した時は、この限りではない。)
- (4) その他、自治会の管理運営上支障をきたす恐れがある時。

(付則)

- (1) 本規定の改廃は自治会役員会の決議により行う。
- (2) 本規定は平成15年4月20日より適用する。

貸出什器備品一覧表

(1個・1回・1日当たり)

No.	対象品名	使用料	備考
1	会議用テーブル	50円	
2	和机	50円	
3	椅子	50円	
4	回転ホワイトボード	100円	
5	黒板	100円	
6	車椅子	100円	
7	ハンドマイク	50円	
8	指示棒	50円	
9	はっぴ	50円	
10	電気ポット	50円	
11	クーラーポット	50円	
12	ダイニングワゴン	50円	
13	湯のみ茶碗	10円	
14	その他食器類	10円	
15	座布団	50円	
16	スリッパ	10円	
17	グランドゴルフセット	300円	
18	ブルーシート	100円	
19	ライン引き	100円	
20	コードリール	50円	
21	はしご	50円	
22	紅白幕	100円	
23	テント	1,000円	
24	太鼓	1,000円	
25	お神輿	3,000円	
26	プロジェクタ	1,000円	

*その他の自治会所有の什器備品の借入れ申込みのあった場合は、その使用の可否及び使用料については、自治会長の判断による。